

令和4年度
宮崎地方最低賃金審議会
第3回宮崎県最低賃金専門部会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和4年8月10日 午後1時45分～
開催場所 宮崎合同庁舎2階
共用大会議室

会 次 第

- 1 金額提示
- 2 金額審議

1 金額提示

2 金額審議

公益委員見解

令和4年度宮崎県最低賃金の改定審議に当たり、第1回地賃専門部会におきまして労使それぞれから基本的見解が理由とともに示され、専門部会を3回開催し、本日まで審議を行ってきたところです。

労側委員からの**基本的見解**では、

- ・ 県最賃 821 円で法定労働時間の上限で就労しても年収 165 万円程度であり、文化的で安定した生活を営むには極めて低い水準である。
- ・ 直近2年はコロナ禍の影響を踏まえた審議を行ってきたが、現在は社会活動の正常化も進み、政府の各種支援策等にも支えられるなかで経済は回復基調にある。
- ・ 今後は、経済をより自律的な成長軌道にのせていくことが必要であり、そのためには、経済・社会の活力の源となる「人への投資」が必要である。
- ・ その一つが最低賃金の引上げにほかにならない。
- ・ 地域間格差は都市部への労働力流出の一因ともなっている。地域間格差への配慮の観点から「額差」を縮小させていくことが必要である。

との意見がでました。

金額提示に当たっては、

- ・ 宮崎県高卒初任給 163,100 円(163,100 円×12 月÷1976H)の時給 990 円に5年間で追いつきたい。
- ・ 若者、女性、高齢者を含む全ての県民がそれぞれの能力を活かし、意欲を持って働くことができる多様な働き方を選択できる社会を実現していくことが重要であり、魅力ある雇用環境を整え、人財を確保していくためにも最低賃金の引上げは不可欠である。

等の意見が示されましたが、目安額及び全国の結審状況等を踏まえて、総合的に判断をされ、第1回及び第2回では34円引上げの855円としたいとの意見が出されました。

最終的に本日第3回では、32円引上げの853円の意見でした。

使側委員からの**基本的見解**では、

- ・ 中小企業を取り巻く経営環境は、コロナ感染症の影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁や天然ガス、石油等のエネルギー問題などの国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、先行きへの不安、懸念が高まり、予断を許さない状況にある。
- ・ 使用者側として、最低賃金制度は、最低賃金法第1条に記されているとおり、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であることから、

賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではない。

- ・ 「賃金改定状況調査第4表」を重視した審議を基本とすべきであり、特に今年度は雇用維持が最大の課題という緊急事態であり、「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであること
- ・ 強制力のある最賃引上げは慎重に判断されるべきであること
- ・ 生産性の向上や取引適正化への支援等によって中小企業が自発的に賃金引上げをしやすい環境を整備すべきである。

との意見でした。

金額提示に当たっては、

- ・ 中小企業の賃金引上げの実態を示し、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の賃金支払能力の3要素を総合的に表している「賃金改定状況実態調査の第4表」を重視した審議を基本とすべきであること。
- ・ 中小企業における事業継続、雇用維持が最大の課題という令和4年度については、3要素のうち、「通常の賃金の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきである。

等の意見が示されましたが、総合的に判断をされ、第1回から第2回まで、引上げ額16円との意見が出されました。

本日第3回では目安の引上げ率3.3%を根拠に、27円引上げの848円の意見でした。

このように、労使各側から金額提示がなされ、真摯にご議論いただきましたが、提示金額の相違について、合意が得られなかったことから公益見解に基づき、判断をするということでそれぞれご了承をいただきましたので、公益見解を示したいと思います。

公益委員としては、

中央最低賃金審議会の目安答申における公益委員見解の中で、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行った結果、目安額がA・Bランクが31円、C・Dランクが30円とされたものであることから

目安に関する公益委員見解のアからカまで等を総合的に勘案し、検討を行ったところです。

同公益委員見解では、地方最低賃金審議会への期待として、審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を

十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することとされたところです。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。等が示されたものです。

- ・これらの点を踏まえつつ、当県の6月の雇用失業情勢を見てみると、
 - ① 有効求人倍率（季節調整値）は、1.45と前月より0.05ポイント上昇しており、84ヶ月連続で1倍台を維持、全国平均の1.27倍より高いレベルにあること。
 - ② 九州8県のなかでは熊本に次いで2番目に高いこと。
 - ③ ハローワークにおける職業別求人募集賃金の下限平均額は、全体では943円であり、求人募集賃金額は低いほうから「生産工程の職業」の865円、「販売の職業」の879円であり、いずれも目安額の最賃額851円よりも高額であること。

・中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、コロナ禍や原材料費等の高騰による先行きへの不安、懸念が高まる状況にあること

・賃金改定状況調査結果の第4表で、Dランクの賃金上昇率は1.9%となっており、あわせて直近の消費者物価指数の上昇も勘案する必要があると考えられること

・さらに、全国の審議状況を見ると、当県が属するDランクでは、昨日9日までに結審した県は、すべて目安額30円を上回る引上げである。これは中央と地方の格差是正と地方から中央への人材流出の危機感の表れである。

九州では本県と同じ821円の佐賀、熊本が目安を上回る32円引上げで結審しており、働き手流出を防ぐため、近隣地域との均衡を保つ必要があること

等から総合的に判断した結果、難しい選択ではありますが、令和4年度宮崎県最低賃金を現行の821円から32円引上げて、853円とすることとします。なお、発効日は法定通りとします。

この公益委員見解の額で採決をとることとしてよろしいでしょうか。

また、付帯決議案は別途、採決をとることとしてよろしいでしょうか。

(案)

令和4年8月10日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会
宮崎県最低賃金専門部会
部会長 橋口 剛和

宮崎県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月7日、宮崎地方最低賃金審議会において付託された宮崎県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の宮崎県最低賃金（時間額793円）は令和2年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、コロナ禍や原材料費等の高騰による先行きへの不安、懸念が高まる状況の中で、安定した事業を継続し、雇用を維持できるよう最大限の配慮を国に求めるとともに、地方最低賃金審議会における審議の活性化を図るため、政府等において、早急な諸対策の実施・検討を行うよう当専門部会として全会一致で下記のとおり付帯決議する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

記

- 1 中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「業務改善助成金」をはじめとする各種支援策を更に強化する

こと。

- 2 コロナ禍や原材料費等の高騰において直接間接を問わず影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しては特例措置として、賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付等支援策の創設を早急に検討すること。
- 3 中小企業・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。
- 4 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、実質的な改定審議が行うことができるよう、政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の在り方について早急に検討すること。

宮崎県最低賃金

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 853円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

宮崎県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 宮崎県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 793 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 3 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の宮崎県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（90,727 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると宮崎県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$793 \text{ 円（宮崎県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 112,602 \text{ 円}$$

※ 令和 4 年 7 月 12 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料 No. 2 「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。